

# 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づき下記

のとおり公示します。

2024年5月22日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

## 記

1. 公示件名：スリランカ国酪農セクター生産性改善計画準備調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書 (QCBS方式-ランプサム型)

業務名称：スリランカ国酪農セクター生産性改善計画準備調査  
(QCBS - ランプサム型)

調達管理番号：24a00270

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年5月22日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：スリランカ国酪農セクター生産性改善計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。

（全費目課税）

( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2024年8月～2025年10月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

---

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

## (6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の32%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降) : 契約金額の8%を限度とする。

## (7) 部分払いの設定<sup>2</sup>

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払いを計画します。

- 1) 2024年度末(2025年2月頃)

## 2. 担当部署・日程等

### (1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス :

Tsuru.Sakura@jica.go.jp/Morizane.Maiko@jica.go.jp

### (2) 事業実施担当部

JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年 5月 28日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年 6月 5日 12時
3	質問への回答 5月29日12時までの受領分	第1回 回答日 2024年 6月 3日

<sup>2</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2024年 6月 10日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼質問への回答	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2024年 6月 14日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2024年 6月 25日 10時
10	評価結果の通知日見積書の開封	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）評価結果の通知日	評価結果の通知メールの送付日の翌日から 起算して7営業日以内 (申込先： <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

### 3. 競争参加資格

#### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

#### (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

#### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### 4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

#### 5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

##### （1）質問提出期限

1) 提出期限：上記2.（3）参照

2) 提出先：上記2.（1）選定手続き窓口宛

CC：担当メールアドレス

3) 提出方法：電子メール

① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」

② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

- 注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。
- 注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。
- 注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

## (2) 回答方法

上記2.(3)日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限: 上記2.(3) 参照

### (2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

#### 1) プロポーザル

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記2.(3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名: 「提出用フォルダ作成依頼\_ (調達管理番号) \_ (法人名)」)
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 ください。

#### 2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(消費税は除きます。)を、上記2.(3)日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。

- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

### 3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイル とし、上記2.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

### (3) 提出先

#### 1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

#### 2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### (4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

### (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7. 契約交渉権者の決定方法

### (1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。**

### (2) 評価方法

#### 1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### 2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

- ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

### 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

①（価格評価点）＝最低見積価格＝100 点

②（価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4.（2）に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100 点

\*最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

### 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 90：10 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

#### (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

#### (4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

### 8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

### 9. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社  
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

### 10. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします

## 第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

#### 1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）
  - ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2.業務実施上の条件」参照）
  - ③共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

## 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	スリランカ国北部州酪農開発プロジェクト(2018年~2024年)においてモデルサイトで導入されている飼料生産の仕組み(配布資料参照)の本事業対象地(東部州、北中部州、北西部州)への適用可能性の分析手法。	第3条 実施方針及び留意事項 (5) 初回現地調査における確認事項 (6) 事業効果を発現できる事業計画の策定 (12) 発注者の既存事業との連携可能性の検討
2	乳牛の遺伝的改良について、遺伝的改良の遅延を引き起こしている原因分析(凍結精液生産・配布体制、育種に必要な種畜の確保、人工授精技術の普及等の観点から精査する)と、その費用対効果、現地法規、スリランカ側による技術的対応可能性や財務・体制面での持続性の担保が可能な手法の検討方針及び手法。	第3条 実施方針及び留意事項 (6) 事業効果を発現できる事業計画の策定
3	中央獣医検査センター、各州(北部州、東部州、北中部州、北西部州。以下同。)の獣医検査センター、家畜生産衛生局獣医学研究所における、家畜疾病バイオセーフティおよびバイオセキュリティ対策(病原体取り扱い施設としての設備と標準予防策の運用体制)を検証する際の具	第4条 業務の内容(11) 機材計画調査

	体的な検査項目及び手法。	
4	本事業の量的および定性的効果を図るための適切な指標。	第4条 業務の内容（13）指標の再検討
5	スリランカの家畜疾病対応能力、乳牛の遺伝的改良及び飼料生産・加工能力の評価項目、手法。	第4条 業務の内容（15）事業の維持管理計画の立案
6	ソフトコンポーネントの必要性を判断するために必要となる情報の種類、情報入手手法、現時点で候補たりえるソフトコンポーネントの内容。	第4条 業務の内容（16）技術支援計画の検討、計画策定

## 【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業（以下「本事業」という。）を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

### 第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

### 第3条 実施方針及び留意事項

#### （1）無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。
- 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとする。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一

部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま無償資金協力事業として決定されるとの誤解を与えないよう留意すること。

## (2) 参考資料

- 共通仕様書第 9 条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

### ① 公開資料

(ア) 設計・積算にかかるガイドライン等 (以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。)

協力準備調査設計・積算マニュアル (試行版)

同「機材編」 (2023 年 4 月)

(イ) 環境社会配慮ガイドライン (以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。)

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2022 年 1 月)

(ウ) 気候変動対策ツール (以下「気候変動対策ツール」という。)

気候変動対策支援ツール (JICA Climate-FIT : 緩和策 Mitigation)

気候変動対策支援ツール (JICA Climate-FIT : 適応策 Adaptation)

(エ) その他

JICA 不正腐敗防止ガイダンス

無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン

コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン (2022 年 10 月)

コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン (2022 年 10 月)

ソフトコンポーネント・ガイドライン

資金協力事業 開発課題別の指標例 (以下「開発課題別の指標例」という。)

進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)

JICA グローバルアジェンダ (課題別事業戦略)

## (3) 計画策定のプロセス

- 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受け

た概略設計協議に関する現地調査を実施する。

- 以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して内容を検討する。

(ア) 初回現地調査派遣前

- ・ 既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。

(イ) 概略設計協議前の現地調査帰国時

- ・ 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。

(ウ) 概略設計協議に関する現地派遣前

- ・ 計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき計画内容を検討する。

(4) 発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせること。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取る（必要に応じて打合簿を作成すること）。

(5) 初回現地調査における確認事項

本業務を対象とする無償資金協力事業において現時点で想定される「家畜疾病対応能力の向上」、「乳牛の品種改良の促進」、「飼料製造能力の向上」の3分野について、以下の点に留意して初回現地調査を行うこと。

【家畜疾病対応能力の向上】

- ・ 家畜生産衛生局の獣医学研究所（現在ワクチンが製造されている）及び中央獣医検査センター、各州（北部州、東部州、北中部州、北西部州。以下同。）の獣医検査センターの現場踏査を行い、各種家畜感染症ワクチンの製造・配布実績、ワクチン接種対象地域・群の決定方法、家畜感染症の検査体制と規模及びその技術的妥当性、既存機材の維持管理上の課題及び使用環境を確認し、2023年に国際獣疫事務局（WOAH）によって行われた獣医組織能力評価ミッション（PVS）レポートの提言を参照しながら、機材の仕様に反映する。
- ・ 各州の獣医検査センター（計12か所）に関する調査は、各州の中核となるセンター2か所ずつ、計8か所を対象に実施する。調査の結果、

バイオセーフティ及びバイオセキュリティ対策、人員配置・技術レベル等の維持管理体制等を踏まえ、適切な投入先に絞り込む。

- ・ 機材の投入先として想定される上記施設のバイオセーフティ及びバイオセキュリティ対策（病原体取扱い施設に必要な整備、標準予防策の運用体制及びオートクレーブによる滅菌実施の状況、機材の整備状況）を検証し、同施設内における家畜疾病検査およびワクチン製造の実施の適切性を判断のうえ、安全性強化策が必要な場合は該当する機材の投入を検討する。施設の設計及び老朽化に起因するバイオセーフティ及びバイオセキュリティ対策に課題がある場合、本事業の協力対象から除外する。検証のための具体的検査の項目は、プロポーザルで提案を求めることとするが、以下の点の提案内容を評価において重視する。（調査手法、評価基準及び各評価報告の優先度・重要度。）

#### 【乳牛の遺伝的改良の促進】

- ・ 中央家畜生産衛生局クンダサーレ人工授精センターおよび各州の家畜生産衛生局の現場踏査を行い、乳牛の繁殖・遺伝的改良の実績、従事する技術者（獣医師、技術普及員、人工授精師）数とその技術レベルおよびサービス提供実績、地域ごとの遺伝的改良および繁殖成績向上計画と実績の乖離の内容と程度、同乖離の原因及び乖離解決に必要な対応策を分析したうえで、クンダサーレ人工授精センターの既存の機材（液体窒素運搬車両および車両使用に必要な液体窒素保存容器等の機材を含む）の維持管理上の課題、使用環境（特に維持管理実績）、液体窒素保管のための機材整備状況を確認し、本事業で調達する機材の仕様に反映する。
- ・ 調査対象は、クンダサーレ人工授精センターおよび各州の家畜生産衛生局1か所ずつ、計5か所とする。調査の結果、各機関の人員配置・能力等の維持管理上の課題等の観点を踏まえ、適切な投入先に絞り込む。

#### 【飼料生産・加工能力の向上】<sup>3</sup>

- ・ 各州の家畜生産衛生局が保有する飼料作物生産圃場の現場踏査を行い、飼料生産の目的と飼料供給先（種畜用飼料・一般酪農家向け飼料生産の比率を含む）、各飼料作物の生産量、経済的効率性、生産工程に従事する技術者数とその技術レベルに関する実績を確認し、本事業の対象州における一般酪農家向けの飼料供給力（現状及び今後）を分析する。本調査は、各州の家畜生産衛生局が保有する農場、計4か所を対象に実施する。
- ・ また、技術協力プロジェクト「北部州酪農開発プロジェクト」において、モデルサイトで導入されている飼料生産の仕組み、飼料作物の生産量、販売量・販売先、経済的効率性、生産工程に従事する技術者数とその技術レベルに関する実績、計画と実績の乖離の内容と程度、同乖離の原因及び乖離解決に必要な対応策を確認し、本事業の対象となる

<sup>3</sup> スリランカ国北部州酪農開発プロジェクト（2018年～2024年）においてモデルサイトで導入されている飼料生産の仕組み（配布資料参照）の本事業対象地（東部州、北中部州、北西部州）への適用可能性の分析手法に関し、プロポーザルで特に具体的な提案を求める。

他地域（北部州のモデルサイト以外の地域、東部州、北中部州、北西部州）への適用可能性を分析する。

（6）事業効果を発現できる事業計画の策定<sup>45</sup>

本業務の対象とする無償資金協力事業では、現時点で、「家畜疾病対応能力の向上」、「乳牛の品種改良の促進」、「飼料製造能力の向上」の3分野にわたる機材を、多岐にわたる家畜生産衛生局関連部局（獣医学研究所、中央獣医検査センター、クンダサーレ人工授精センター、対象3州の獣医検査センター、家畜生産衛生局）に整備することが想定されている。しかしながら、上記3分野のうち、疾病関連業務及び人工授精関連業務は通常業務としての実施が確認済であるものの、左記以外の業務には未確認のものが含まれる。従い、本業務では、①同局関係者の技術レベルに適合し、且つ各業務の効率性を高められる機材の整備となること、②機材の運営管理体制、同局による機材の維持管理経費・人員配置を含む継続的な予算措置、③機材の保守管理に係る現地代理店の対応能力等について、調査にて十分確認し、最も事業効果を発現できる機材配置計画（種類・規格・台数）を選定・算定すること。各分野について、特に留意すべき事項は以下の通り。

【家畜疾病対応能力の向上】

- ・ 現地の感染症発生動向（感染症の種類、規模（感染数、頻度、範囲及び継続期間の変動）及び重篤度を想定）及びワクチンへのニーズを精査し、本事業で製造強化に取り組むワクチン種を選定する。その際、ワクチン製造に係る関連法規を確認する。
- ・ 家畜疾病診断に必要となる機材についても検討する。

【乳牛の遺伝的改良の促進】

- ・ 遺伝的改良の遅延を引き起こしている原因分析（凍結精液生産・配布体制、育種に必要な種畜の確保、人工授精技術の普及等の観点から精査する）を行った上で、費用対効果やスリランカ側による技術的対応可能性や財務・体制面での持続性の担保を前提として、本事業における投入内容を検討する。
- ・ 上記原因分析を行った結果、種雄牛候補（生体）、受精卵、凍結精液の何れかの投入による改良が必要と判断される場合には、調達

<sup>4</sup> スリランカ国北部州酪農開発プロジェクト（2018年～2024年）においてモデルサイトで導入されている飼料生産の仕組み（配布資料参照）の本事業対象地（東部州、北中部州、北西部州）への適用可能性の分析手法に関し、プロポーザルで特に具体的な提案を求める。

<sup>5</sup> 乳牛の遺伝的改良について、遺伝的改良の遅延を引き起こしている原因分析（凍結精液生産・配布体制、育種に必要な種畜の確保、人工授精技術の普及等の観点から精査する）と、その費用対効果、現地法規、スリランカ側による技術的対応可能性や財務・体制面での持続性の担保が可能な手法の検討方針及び手法に関し、プロポーザルで特に具体的な提案を求める。

方法及び輸出入における検疫を含めた輸出国側／輸入国（スリランカ）側双方による関連法規を踏まえた承認手続き・スケジュールの確認が必須となるため、十分に慎重な検討を行うこと。加えて、受精卵の調達を事業内容に含む場合は、受精卵の移植を実施可能な先方技術者の確保可否を確認すること。また、品種選定に際しては、各州の気候に合った遺伝的改良計画を考慮に入れることとする。

#### 【飼料生産・加工能力の向上】

- ・ 各州の家畜生産衛生局における飼料生産および普及体制を決定し、必要に応じて飼料生産委託先や実施者の選定も行う。
- ・ 機材の設置について、家畜生産衛生局が保有する国営牧場や対象州の県獣医事務所といった複数の場所が候補として検討されている。当該分野における事業計画の検討に際しては、飼料の製造場所、製造者、出荷（販売）量、流通範囲、輸送手段及び当該コストを踏まえた料金設定並びに利用者からの代金回収方法について、十分に考慮すること。その際、現在実施中の「北部州酪農開発プロジェクト」で取り組んでいる民間セクターを巻き込んだ飼料製造のモデル事例を参考にしつつ、各対象州における事業計画の妥当性や運用方法について検討すること。

#### （７）関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、かかる調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
  - ① 「スリランカ国酪農振興に係る情報収集・確認調査」（2023年）
  - ② 「Recommendation on Potential Equipment for Boosting Milk Production in Sri Lanka」（2023年）
  - ③ 「スリランカ国北部州酪農開発プロジェクト」（2018年～2024年）<sup>6</sup>
- 上記も含めて類似事業の設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等について確認し、調査の効率化に努める。
- 上述の事業も含めた類似事業の教訓も踏まえて、事業完了後の実施体制について検討すること。

#### （８）本業務における地理的な対象範囲

<sup>6</sup> <https://www.jica.go.jp/oda/project/1700151/index.html>

別紙 1 のとおり。

(9) 環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。

(10) 調達方式の検討方針（現地企業活用型による実施の場合）

本業務では当該項目は適用しない。

(11) クラスタ—事業戦略での本件の位置づけ

本事業は、発注者の進める JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）<sup>7</sup>の農業・農村開発に位置づけられる。本事業のインパクトの最大化のため、相手国内および周辺国における発注者の実施する既存事業との具体的な連携の可能性を追求すること。また、それら既存事業や関連調査の情報を最大限活用し、効果的な調査を実施する。想定する既存事業・関連調査は以下のとおり。

- ① スリランカ国酪農振興に係る情報収集・確認調査
- ② スリランカ国北部州酪農開発プロジェクト

(12) 発注者の既存事業との連携可能性の検討<sup>8</sup>

本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。

- 想定する既往案件を以下に列挙する。

- ① スリランカ国北部州酪農開発プロジェクト（2018 年～2024 年）

(13) 相手国関係機関の調整

本事業の効果的な実施のため、以下の対応を行う。

- 事業実施体制を構成する組織に加え、関係する獣医学研究所・中央獣医

<sup>7</sup>保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20の「JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を設定し、中でも重点的に取り組む事業のまとまりを「クラスタ—事業戦略」として、取り組みを強化しています。

<sup>8</sup> スリランカ国北部州酪農開発プロジェクト（2018 年～2024 年）においてモデルサイトで導入されている飼料生産の仕組み（配布資料参照）の本事業対象地（東部州、北中部州、北西部州）への適用可能性の分析手法に関し、プロポーザルで特に具体的な提案を求める。

検査センター・クンダサーレ人工授精センター、各州の家畜生産衛生局  
および獣医検査センター、も交え、調査及び事業の進め方について検討  
を行うこと。

#### 第4条 業務の内容

##### (1) 業務計画書の作成

- ① 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び  
作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

##### (2) インセプション・レポートの作成・説明

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート（質問票含む）  
を作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実  
施機関等にインセプション・レポートの内容を説明する。

##### (3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。
  - 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計  
画における本事業の位置づけ等
  - 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動  
向、事業内容及び教訓等

##### (4) 自然条件調査

- 概略設計・積算について必要な精度を確保し、現地の自然条件に適した投入機  
材を選定するため、機材投入先において以下に示す自然条件調査を行う。
  1. 水道水質調査
  2. 下水・排水調査

##### (5) サイト状況調査

- 設計・施工計画、あるいは設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把  
握するため、対象サイトの周辺状況に関する調査を行う（資機材の整備  
状況に関する調査を行う）。

###### ① 既存施設・機材状況調査

既存施設・機材の利用・稼動状況、破損・故障の規模、維持管理体  
制、運用状況等（廃液等の実験系廃棄物を処理するための浄化槽の有無

を含む)

② 設置予定場所状況の調査

設置予定場所の広さ、機材配置、空調、電力（停電対策含む）等

③ 支障物件

建設用地内及び工事影響範囲にある上下水道、電気、電話回線、ガス、下水道等

(6) 環境社会配慮にかかる調査

本業務では当該項目は適用しない。

(7) ジェンダー視点に立った調査・計画

本業務では以下の対応を行う。

① 現状調査

- 実施機関における女性の雇用促進や技術者育成等の方針及び実態を調査する。
- 他ドナー実施分も含む類似案件における労働者の女性割合などに関する施策およびその実態を調査する。

② 事業内容への反映の検討

- 実施機関と協議を行い、ジェンダー課題やニーズに対応するための機材選定及び運用時の対応を検討し、導入に努める。

③ 運用・効果指標の検討、実施機関の実施支援

- 実施機関と協議を行い、ジェンダー平等推進の視点に立った設計・仕様を選定し、同推進への取り組みを担保するための運用・効果指標を設定する。
- スリランカ政府からジェンダー関連資料の提出を求められた際には、実施機関による資料作成や質疑応答の業務支援を行う。

(8) 障害配慮に関する検討・計画

本業務では以下の対応を行う。

- 本事業の実施を通じ、障害などに配慮した機材の仕様の確保や、障害を理由とした差別や排除がなされないような機材運用に関する提言を行う。
- 実施機関と議論を行い、事業計画内に障害等への配慮する対応を盛り込む。

(9) 気候変動対策案件としての検討

- 本事業は気候変動対策（適応策）に資する可能性があるため、気候変動対策支援ツール等を参照の上、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、事業内容において適切な適応オプションを検討する。

(10) 調達事情調査

- 本事業実施における本邦調達、現地調達及び第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。
- 本事業実施における本邦調達、現地調達及び第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。併せて、スペアパーツの入手難度（流通及びコスト）、アフターサービス体制を調査し、事業の効果が持続する調達契約を策定する。
- 我が国がスリランカに対して実施した無償資金協力「ジャフナ大学農学部研究研修複合施設設立計画」（2016～2021年）における、資機材調達の実績・課題があれば確認する。

(11) 機材計画調査

- 各機材の選定にあたり、その選定理由（現有機材との整合性、使用目的、頻度、技術的難度、具体的効果等）を「機材検討表」にとりまとめ、機材計画の根拠、妥当性を明確にする。なお、スリランカ国酪農振興に係る情報収集・確認調査」（2023年にて提言されている、本案件における投入機材は以下のとおり。

【家畜疾病対応能力の向上<sup>9</sup>】家畜生産衛生局獣医学研究所と中央獣医検査センター（キャンディ県）に、ワクチン製造にかかる機材一式（インキュベーター、低温ユニット、オートクレーブ）、検査資機材（安全キャビネット、PCR装置、プレートリーダー、電気泳動装置、ディープフリーザー、ビーズホモジナイザー）、対象州にある獣医検査センターに、検査資機材（顕微鏡、PCR装置、プレートリーダー、インキュベーター、試薬）。

【乳牛の遺伝的改良の促進】家畜生産衛生局クンダサーレ人工授精セン

<sup>9</sup> 中央獣医検査センター、各州（北部州、東部州、北中部州、北西部州。以下同。）の獣医検査センター、家畜生産衛生局獣医学研究所における、家畜疾病バイオセーフティおよびバイオセキュリティ対策（病原体取り扱い施設としての設備と標準予防策の運用体制）を検証する際の具体的な検査項目及び手法に関し、プロポーザルで特に具体的な提案を求める。

ター（キャンディ県）に、人工授精関連資機材として液体窒素運搬車両 2 台、精子雌雄判別にかかる機材一式、種雄牛候補確保のための生体牛・受精卵・輸入精液のいずれか、凍結精液の品質検査機器 2 台、凍結精液保存・配布に必要な専用の耐圧性容器および液体窒素の運搬車両 4 台。

【飼料生産・加工能力の向上】国営農場の牧草生産圃場に、飼料製造関連機材として、牧草裁断機、サイレージ加工用梱包機、大型のものを各一台。対象州の家畜生産衛生局に、飼料製造関連機材として牧草裁断機、サイレージ加工用梱包機各 4 台。

- 既存施設や機材の種類・仕様・数量、使用・稼働状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。
- 検討結果を機材計画に反映する。この際、上述したスペアパーツの入手難度及びアフターサービス体制を踏まえ、品質確保及びライフサイクルコストの観点から事業の持続性を考慮した計画とする。同観点から日本製の機材が望ましい場合は積極的に活用する。
- 機材の投入先として想定される、家畜生産衛生局の獣医学研究所（ワクチン製造センター）および中央獣医検査センター、各州（北部州、東部州、北中部州、北西部州。以下同。）の獣医検査センターのバイオセーフティおよびバイオセキュリティ対策（病原体取り扱い施設としての設備と標準予防策の運用体制）の検証に必要となる評価項目及び評価の視点を整理し、上記投入先で導入されている対策のレベル（技術の適正度）を評価し、家畜疾病検査およびワクチン製造の実施の適切性を判断する。必要に応じ、安全性強化のための機材投入を検討する。
- 各投入において、考慮・遵守すべき現地の関連法規を確認する。
- スリランカにおける製造物責任法の有無と、その適用範囲、内容を調査の上、適切な機材計画に反映する。

## （12）基本計画の作成

- 各種調査に基づき、本事業の基本計画を作成する。基本計画の整理、確定にあたっては、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。

(13) 指標の再検討<sup>10</sup>

- 各種調査に基づいて作成した本事業の基本計画に基づき、本事業の定量的効果および定性的効果を測るための適切な指標を検討する。

(14) 施工計画の立案

- 本業務では当該項目は適用しない。

(15) 事業の維持管理計画の立案<sup>11</sup>

- 組織体制、確実に確保可能な実施体制（予算及び人員）、事業実施における各部署（農業・プランテーション産業省家畜生産衛生局および獣医学研究所・中央獣医検査センター・クンダサーレ人工授精センター、各州の家畜生産衛生局および、獣医検査センター）の役割・責任を確認し、機材の配置計画や運営維持管理計画に反映させる。
- 本事業で投入する機材の維持管理について、人的リソース・技術力・財政状況などを調査したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。
- 維持管理業務の実施体制・方法及び機材の維持管理費・更新費用を検討する。
- 機材投入先の職員の家畜疾病対応能力、乳牛の遺伝的改良（精子雌雄判別に係る機材運用能力を含む）、飼料生産・加工能力に係る技術レベル及び整備済み機材の運用状況を十分確認したうえで、投入予定の各種機材の投入要否を判断する。なお、ソフトコンポーネントによる技術レベル向上の可能性がある場合には、ソフトコンポーネントを計画する。

(16) 技術支援計画の検討、計画策定<sup>12</sup>

- 本業務では以下の対応を行う。
  - 本事業で整備する機材の運用維持管理を効率的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の計画内容を検討する。検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の承諾を得る。
  - ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施機関と概ね合意を得て議事録に記載する。

<sup>10</sup> 本事業の定量的および定性的効果を図るための適切な指標に関し、プロポーザルで特に具体的な提案を求める。

<sup>11</sup> スリランカの家畜疾病対応能力、乳牛の遺伝的改良及び飼料生産・加工能力の評価項目、手法に関し、プロポーザルで特に具体的な提案を求める。

<sup>12</sup> ソフトコンポーネントの必要性を判断するために必要となる情報の種類、情報入手手法、現時点で候補たりえるソフトコンポーネントの内容に関し、プロポーザルで特に具体的な提案を求める。

(17) 施工時の工事安全対策に関する検討

本業務では当該項目は適用しない。

(18) 内部照査の実施

本業務では当該項目は適用しない。

(19) 相手国負担事項の整理

- 我が国無償資金協カスキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- 相手国側負担事項<sup>13</sup>（便宜供与、各種許認可の取得、政府負担事項に係る予算確保、カウンターパートの配置と経費負担、B/A 締結、A/P 発給、事業完了後の維持管理・運営等、便宜供与等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- 相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。
- 凍結精液の運搬・管理に必要となる液体窒素の購入、保管並びに運搬に必要な車両及び車両維持管理に必要なコスト（経費）を算出し、各投入先による負担が可能かを精査する。

(20) 免税情報の収集・整理

本業務では以下の対応を行う。

- 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目<sup>14</sup>を対象に、それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を含む。
  - 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
  - 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
  - 付加価値税（VAT 等）
  - 資機材の輸入に課される税金や諸費用

<sup>13</sup> これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国側負担事項としてに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

<sup>14</sup> 無償資金協力事業では免税が原則である。

- その他当該事業実施において関係する主要税目
- 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。
- 過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
- 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。
- 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報のアップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報（面談相手、内容、連絡先等）も提出する。

#### （2 1）現地調査結果概要の作成・説明

- 概略設計協議前に行う現地調査後、10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

#### （2 2）概略事業費の算出

- ① 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する<sup>15</sup>。
- ② 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
- ③ 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

#### （2 3）想定される事業リスクの検討

- 本業務では以下の対応を行う。
- 事業実施中・実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。
- 事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

<sup>15</sup> 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

#### (24) 事業の評価指標の検討

- 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照する。

#### (25) 事業概要の本邦企業への説明

- 本業務では当該項目は適用しない。

#### (26) 協力準備実施報告書（案）の作成

- 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。

#### (27) 協力準備調査報告書（案）の説明

- 本業務では以下の対応を行う。

- 概略事業費を含めた協力準備調査報告書（案）の内容を相手国政府・実施機関等に説明する。
- 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する（特に維持管理体制の整備と必要な予算／財源の確保、環境社会配慮等）。
- 協力準備調査報告書は、調査完了後速やかに概略事業費の記載を除く内容を公表すること、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。

#### (28) 協力準備調査報告書の作成

- 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書（案）の説明を踏まえ、協力準備調査報告書を完成させる。
- 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書（先行公開版）<sup>16</sup>も作成する。

### 第5条 成果品

- 本業務は、各期それぞれに作成する。

<sup>16</sup> 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート	初回現地調査前	日本語、 英語	電子データ	
現地調査結果概要	概略設計協議調査前	日本語	電子データ	
協力準備調査報告書（案）	解析後	日本語	電子データ	
		英語	電子データ	
照査チェックリスト	概略設計協議 調査前	日本語	電子データ	
デジタル画像集	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
進捗報告書 <sup>17</sup> の初版	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
免税情報シート	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
概略事業費積算内訳書	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
機材仕様書	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
		英語	電子データ	
概要資料（案）	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
協力準備調査報告書 （先行公開版）	契約履行期限末日	日本語	CD-ROM	1 部
協力準備調査報告書 （最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	CD-ROM	1 部
		英語	CD-ROM	4 部

<sup>17</sup> Project Monitoring Report（PMR）

		英語	製本	8部
調査データ	契約履行期限末日	日本語	電子データ	

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

- 共通仕様書第6条に記された内容

(2) インセプション・レポート・現地調査結果概要・協力準備調査報告書（案）、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書

- 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容

(3) 概略事業費積算内訳書・機材仕様書

- 設計・積算にかかるガイドライン等に示された内容

(4) 進捗報告書の初版

- 「進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)」に示された内容

(5) 調査データ

- 位置情報<sup>18</sup>の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。
- ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。
- Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたもの。

第6条 再委託

本業務では、以下の業務について、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認める。再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。<sup>19</sup>。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	自然条件調査	機材投入先の施設内の水道水質、下水調査	一式	定額計上

<sup>18</sup> 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

<sup>19</sup> 再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

## 第7条 機材の調達

本業務では、以下の対応を行う。

- 業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行う。
- 本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行う。

## 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 1. 基本情報

- (1) 国名：スリランカ民主社会主義共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：中央州キャンディ県（人口約 148 万人）、及び北部州（人口約 118 万人）、東部州（人口約 177 万人）、北中部州（人口約 140 万人）、北西部州（人口約 257 万人）
- (3) 案件名：酪農セクター生産性改善計画（The Project for the Improvement of Productivity in the Dairy Sector）

## 2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における酪農セクター開発の現状・課題及び本事業の位置付け

スリランカ民主社会主義共和国（以下、「スリランカ」という。）では、全人口の約 80%が農村部に暮らしている（FAO、2021 年）。雇用に占める農業部門の割合は 26.5%であるが、農業部門の GDP 貢献度は 7.5%と低い（スリランカ中央銀行、2022 年）。登録されている酪農家は約 29 万軒、乳牛は約 161 万頭であるが、特に乾燥地帯である北部州・東部州・北中部州・北西部州に多く、全土で飼養されている乳牛の 8 割以上を占める（家畜生産衛生局、2022 年）。また、酪農家の多くは家族または個人経営の小規模酪農家である。

酪農は、対象 4 州においては貧困層住民の重要な生計手段となっている。乾燥地域である対象 4 州では農業の生産性が低いため、庭先で数頭の牛を飼養して収入増の努力をしている兼業農家も多い。特に、紛争の影響を受けた北部州・東部州では、80 万人にも上った国内避難民の再定住支援として、荒廃した土地に帰還しても早期に収入を得やすい牛などの家畜飼育という手段が選択された背景があり、紛争に起因する寡婦世帯や貧困世帯等では、酪農を唯一の生計手段とする世帯もある。日本は紛争終結以前の 2005 年より再定住支援として、家畜生産衛生局への協力等を通じて支援を継続的に行ってきた。

このような小規模酪農家は、経済危機による飼料価格の高騰から十分量の飼料購入に課題を抱えるほか、不十分な獣医サービスのため、適切な飼養管理と衛生対策がなされておらず、感染症や乾季または冷害による飼料不足による影響を受けやすく、小規模酪農家が生計手段を失う事態を招きやすい。日本の法定伝染病である口蹄疫や人獣共通感染症であるブルセラ症はほぼ毎年発生しており、これらは牛の繁殖や産乳量に影響するものであり、酪農家にとっては経済的損失となる。

酪農家が抱えるこれらの課題に対して、酪農振興を担う家畜生産衛生局は、疾病

の検査やワクチン接種の実施、遺伝的改良と飼養技術の指導、飼料の増産等様々な側面で支援しているが、いずれの施設においても機材の不足や老朽化により十分な成果を発揮できていない。ワクチンは必要数を満たす数の生産ができておらず、獣医検査センターでは検査機器不足等により疾病診断に時間がかかり、早期の感染拡大防止が難しい状況にある。

「酪農セクター生産性改善計画」（以下、「本事業」という。）はこれらの課題に対応すべく、ワクチン製造及び疾病診断の機能強化を行うとともに、健康な牛を育てるための遺伝的改良（人工授精の促進）及び飼料生産能力の増強を行うものであり、これらは国家酪農政策にて「家畜の健康、飼養、繁殖を含む農場管理改善のため、質の高い獣医サービスと効果的な改良普及プログラムを提供する」として、政策目標の一番目に位置付けられている（家畜生産衛生局、2023年）。

#### （2）農業（酪農）セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

スリランカは FOIP の重要なパートナーであり、本事業は FOIP の「インド太平洋流の課題対処」の食料安全保障を含めた強靱性・持続可能性を高める取り組みに位置づけられる。「対スリランカ民主社会主義共和国国別開発協力方針」（2018年1月）や「スリランカ民主社会主義共和国 JICA 国別分析ペーパー」（2020年3月）においても地域間格差是正の観点から、紛争の影響によって開発が遅れている北部州や東部州も含めた地域での「農業分野を中心とした産業振興」を掲げている。JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）の農業・農村開発分野「畜産振興と家畜衛生の強化」に掲げる「小規模農家の所得向上と畜産物の安定供給」にも合致する。

#### （3）他の援助機関の対応

USAID「生計向上支援プロジェクト」（2013年～2017年）及び米国農務省「市場志向型酪農プロジェクト」（2018年～2024年）が酪農セクターの持続可能な成長を促進するため、酪農家と企業に重点を置いて酪農経営、改良普及サービス、乳質管理基準、人工授精サービス改善等の支援を実施中。ニュージーランドは「酪農強化研修プロジェクト」（2016年～2019年）を通して酪農グループの強化や獣医等の能力強化を支援。

#### （4）本事業を実施する意義

本事業は、スリランカの開発課題・政策並びに我が国及び JICA の協力方針に合致し、家畜生産衛生局の酪農家に対する支援能力を強化することを通じて生産性の改善に資すると同時に、越境する人獣共通感染症を含む家畜感染症対策は国際的な防疫にも資するものであり、SDGs ゴール 2「食料安全保障」に貢献することから、事業の実施を支援する必要性が高い。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業概要

##### ①事業の目的

本事業は、家畜疾病対応能力の向上、乳牛の遺伝的改良の促進、飼料製造能力の増強にかかる機材を整備することにより、対象地域における家畜生産衛生局の酪農家に対する支援能力の強化を図り、もって生乳の生産性改善及び小規模酪農家の生計向上に寄与するもの。

##### ②事業内容

###### ア) 施設、機材等の内容

【家畜疾病対応能力の向上】家畜生産衛生局獣医学研究所と中央獣医検査センター（キャンディ県）に、ワクチン製造にかかる機材一式（インキュベーター、低温ユニット、オートクレーブ）、検査資機材（安全キャビネット、PCR装置、プレートリーダー、電気泳動装置、ディープフリーザー、ビーズホモジナイザー）、対象州にある獣医検査センターに、検査資機材（顕微鏡、PCR装置、プレートリーダー、インキュベーター、試薬）。

【乳牛の遺伝的改良の促進】家畜生産衛生局クンダサーレ人工授精センター（キャンディ県）に、人工授精関連資機材として液体窒素運搬車両2台、精子雌雄判別機1台、種雄牛候補確保のための生体牛・受精卵・輸入精液のいずれか、凍結精液の品質検査機器2台、凍結精液保存・配布に必要な液体窒素の運搬車両4台。

【飼料生産・加工能力の向上】国営農場の牧草生産圃場に、飼料製造関連機材として、牧草裁断機、サイレージ加工用梱包機、大型のものを各一台。対象州の家畜生産衛生局に、飼料製造関連機材として牧草裁断機、サイレージ加工用梱包機各4台。

###### イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

詳細設計、入札補助、調達監理、機材投入先施設の運営維持管理に係る能力強化及び機材運用計画策定。

###### ウ) 調達・施工方法

##### ③本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：対象地域の小規模酪農家（約20万軒）

最終受益者：スリランカの酪農家（約29万軒）

##### ④他の JICA 事業との関係

JICA は「北部州酪農開発プロジェクト」（技術協力 2019 年～2024 年）にて北部州における酪農セクターの生産性向上や事業実施機関の能力向上を支援しており、北部州家畜生産衛生局と共に現場レベルで畜産普及員の育成や酪農家の飼

養方法の改善、飼料の増産等に取り組んできている。本事業ではその活動を補完するものとして、家畜疾病対策や牛の品種改良の促進にも取り組む。さらに、飼料製造では同プロジェクトの経験と手法を活用することで相乗効果が期待できる。

(2) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制：農業・プランテーション産業省家畜生産衛生局  
(Department of Animal Production and Health, Ministry of Agriculture and Plantation Industries)

② 他機関との連携・役割分担：特になし

運営／維持管理体制：農業・プランテーション産業省家畜生産衛生局及び各州の家畜生産衛生局が担う。疾病関連業務及び人工授精関連業務は既に通常業務として実施しているが、一部新規導入機材もあるため、本事業では同局関係者の技術レベルに適合し、且つ各業務の効率性を高められる機材を整備する。飼料の製造は「北部州酪農開発プロジェクト」の事例を参考に、協力準備調査にて対象州ごとに適した運用方法を確認する。実施機関の本事業にかかる予算措置、運営体制、機材の維持管理体制、現地代理店の対応能力等についても調査にて確認する。

(3) 安全対策：調査において、事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。

(4) 環境社会配慮 カテゴリ分類 A B C FI

(5) 横断的事項：紛争予防配慮として対象州の中で機材を整備する地域の選定を慎重に行う。また、本事業は気候変動対策（適応策）に資する可能性があるため、協力準備調査で確認する。

(6) ジェンダー分類：■GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

<分類理由>協力準備調査にて、ジェンダー視点に立った機材整備や、運営・維持管理等に係る技術指導への女性職員の参画といった、ジェンダー課題、対応する取組案及び指標案を策定・確認するため。

(7) その他特記事項：なし

**4. 事業効果**

(1) 定量的効果

指標名	基準値 (2022年実績値)	目標値(2031年) 【事業完成3年後】
乳牛の生産性に影響を及ぼす感染症のワクチン製造数	約950,000(5種類)	20%増加
性別別凍結精液の製造数	0	30,000本/年

## (2) 定性的効果

対象地域における飼料製造・提供システムの普及。対象地域の酪農家の人工授精や製造飼料利用にかかる意識の向上。対象検査施設におけるターゲット疾病（今後設定）の診断効率の向上。

### 5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インドネシア国「鳥インフルエンザ等重要家畜疾病診断施設整備計画」（評価年度2011年）の事後評価では、機材の修理について複数の国立家畜疾病診断センターが個別にジャカルタのメーカー・代理店と交渉するという非効率なやり方を改め、家畜衛生総局のリーダーシップで効果的な対応策を検討すべきという提言がなされている。本事業においては効率的な機材の保守・交換が実施されるよう維持管理体制を調査・提言する。

以 上

[別紙資料] 酪農セクター生産性改善計画 環境社会配慮

[別添資料] 酪農セクター生産性改善計画 地図

酪農セクター生産性改善計画 環境社会配慮

(ア) カテゴリ分類：C

(イ) カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

以 上

# 酪農セクター生産性改善計画 地図



出典 : United Nations [Sri Lanka | Geospatial, location data for a better world \(un.org\)](http://www.un.org/geospatial/)  
より JICA 作成

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：酪農開発に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

##### 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

##### 5) 現地業務に必要な資機材

##### 6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

## 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：スリランカ国及び全途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2024年8月中下旬より事前準備を開始し、2024年9月上旬より第一次現地調査を行い、帰国後に解析（積算審査に要する期間を含む）を行う。上記現地調査の実施方法は特記仕様書の第3条 実施方針及び留意事項を参照のこと。2025年6月上中旬より第二次現地調査（概略設計ドラフト説明（DOD））を実施する。2025年7月上旬までに概略設計・概要資料、2025年10月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を提出する

### (2) 業務量目途

#### 1) 業務量の目途

約18.87人月

#### 2) 渡航回数を目途 全11回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

再委託の結果、分析された現地の水質を鑑み、受注者はそれを適切な機材計画に反映してください。

➤ 自然条件調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 「スリランカ国酪農振興に係る情報収集・確認調査」(2023年)業務完了報告書
- 「Recommendation on Potential Equipment for Boosting Milk Production in Sri Lanka」ファイナルレポート(2023年)
- 「スリランカ国北部州酪農開発プロジェクト」(2018年～2024年)プロジェクト業務完了報告書(第1期)
- 「スリランカ国北部州酪農開発プロジェクト」(2018年～2024年)プロジェクト中間報告
- スリランカ国北部州酪農開発プロジェクト(2018年～2024年)において、モデルサイトで導入されている飼料生産の仕組みにかかるモデル図

2) 公開資料

なし。

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置(*語⇔*語)	無
3	執務スペース	無
4	家具(机・椅子・棚等)	無
5	事務機器(コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

夜間(22時以降)の都市間移動は、原則禁止です。また、公共交通機関による移動は、19時～5時まで原則禁止です。

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月版（2024年4月追記版））」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

#### （1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

#### （2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

#### **【上限額】**

## 78,816,000 円（税抜）

なお、定額計上分 3,000,000 円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

### （3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

### （4）定額計上について

定額計上した各経費について、上述（3）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	自然条件調査（水道水質、下水）に係る経費	「第2章 特記仕様書案 第4条 業務の内	3,000,000 円	現地調査費一式	現地再委託

		容(4)自然条件 調査			
--	--	----------------	--	--	--

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(9) ランプサム(一括確定額請負)型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム(一括確定額請負)型の対象業務とします。

(10) その他留意事項

特になし。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(65)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 作業計画等	30	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(25)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)